

各商工団体で申請サポート実施中！

ver3 R2.5.13
山梨県

新型コロナウイルス感染症で深刻な影響を受けている中小事業者の皆様へ
『持続化給付金』をご活用ください。

売上が前年同月比で50%以上減少している事業者に対して、事業全般に広く使える『持続化給付金』が、国（経済産業省）から支給されます。

県では、事業者の皆様が速やかに給付を受けられるよう、各商工団体と連携して、申請のサポートを行っています！

給付額（上限）

法人 **200万円**、個人事業者 **100万円**

■売上減少分の計算方法

前年の総売上（事業収入）－（前年同月比▲50%月の売上げ×12ヶ月）

※ 昨年創業した方などに合った特例も用意されています。

ご相談は
裏面の
各機関・
団体へ

申請から支給までの流れ

お急ぎの場合はこちらをお勧めします。

ご自分で電子申請する場合

持続化給付金ホームページへアクセス！

持続化給付金

検索

スマホOK!

ID・パスワードを設定し、

○ 基本情報 ○ 売上額 ○ 口座情報 等を入力

必要書類を添付して申請

- 2019年の確定申告書類の控え
- 売上減少となった月の売上台帳の写し
- 身分証明書の写し（個人事業主の場合）

スマホの
写真画像
OK!

給 付（通常2週間程度で、ご登録の口座に入金）

お近くの商工団体に出向いて
支援を受ける場合

感染症拡大防止のため

完全予約制

必要書類を持参して商工団体
の窓口で個別相談

申 請

申請には、ご自身やご家族などの『電子メールのアドレス』が必要となります。電子メールアドレスをご利用できない方は、**次の申請サポート会場において申請代行サービスが受けられます。**

■ **甲府サポート会場（甲府商工会議所内）5/14（木）開設**

予約電話番号：055-233-2242（予約受付中）

■ **富士吉田サポート会場（場所未定）近日開設予定**

完全予約制

※ 他にも複数箇所の会場が設けられる予定です。会場の詳細が決まり次第、ご案内いたします。

『持続化給付金』相談窓口一覧

◆ 山梨県持続化給付金相談専用ダイヤル（山梨県産業労働部産業政策課内）

055-223-1321 平日・休日8:30～19:00

申請支援全般に関すること

◆ 持続化給付金事業コールセンター（経済産業省） 平日・休日8:30～19:00

0120-115-570（直通電話） **03-6831-0613**（IP電話専用回線）

持続化給付金制度全般、特に電子申請に関すること

◆ 商工団体（下記参照）

個別の相談に関すること

感染拡大防止のため **完全予約制** としていますので、ご協力をお願いします。

連絡先	電話番号	受付時間（平日）
甲府商工会議所	055-233-2241	9:00～17:30
富士吉田商工会議所	0555-24-7111	9:00～17:00
山梨県商工会連合会	055-235-2115	8:30～17:15
都留市商工会	0554-43-1570	8:30～17:15
山梨市商工会	0553-22-0806	8:30～17:15
大月市商工会	0554-22-1648	8:30～17:15
韮崎市商工会	0551-22-2204	8:30～17:15
南アルプス市商工会	055-231-5411	8:30～17:15
北杜市商工会	0551-32-1211	8:30～17:15
甲斐市商工会	055-276-2385	8:30～17:15
笛吹市商工会	055-263-7811	8:30～17:15
上野原市商工会	0554-63-0638	8:30～17:15
甲州市商工会	0553-33-2236	8:30～17:15
中央市商工会	055-273-4141	8:30～17:15
市川三郷町商工会	055-272-4711	8:30～17:15
早川町商工会	0556-45-2302	8:30～17:15
身延町商工会	0556-62-1103	8:30～17:15
南部町商工会	0556-64-2357	8:30～17:15
富士川町商工会	0556-22-0870	8:30～17:15
昭和町商工会	055-275-3344	8:30～17:15
道志村商工会	0554-52-2353	8:30～17:15
西桂町商工会	0555-25-2015	8:30～17:15
南都留中部商工会	0555-62-0940	8:30～17:15
河口湖商工会	0555-73-1122	8:30～17:15
小菅村商工会	0428-87-0404	8:30～17:15
丹波山村商工会	0428-88-0444	8:30～17:15

◆ やまなし産業支援機構 山梨県よろず支援拠点（経営相談全般に関すること）

055-243-0650 平日9:00～17:00

◆ 山梨県中小企業団体中央会（個別の相談に関すること）

055-237-3215 平日8:30～17:30

※ 農業者の方を対象とする相談窓口を、県農務事務所、JAに設置していますので、ご相談ください。